

2022 年度版 SA 復元問題集 法学編

■p.541 刑事訴訟法 No.67（5）解説

（5）の解説を、以下のとおり訂正いたします。

被疑者が証拠物を肛門などの体腔に隠匿した疑いがある場合、捜査機関は搜索差押許可状により身体を搜索する必要があるが、この搜索は、被疑者を裸にするなど、検証としての身体検査と同様の方法によることになるから、被疑者の人権を保障するため、併せて身体検査令状の発付を受けることとされている。

■p.616 刑事訴訟法 No.114（2）解説

誤：冒頭手続

正：検察官の冒頭陳述